

社団法人 長野市開発公社 行動計画（第1回）

社員が会社での仕事と家庭や子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：平成24年4月までに、子の看護休暇の対象範囲を拡大する（子の対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにするなど）。

<対策>

- 平成23年4月～ 子の看護休暇の対象範囲の検討開始
- 平成24年4月～ 対象範囲の導入、などによる職員への周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成23年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成24年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標3：平成25年4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成23年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成23年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成24年5月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成25年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始